

～10月は「3R推進月間」です～
**賴重市長が「プラスチック製容器包装分別作業」を
 体験します**

生活環境部
 クリーンセンター管理課
 直通 933-0711

毎年10月は「リデュース・リユース・リサイクル推進月間(略称:3R推進月間)」として、環境省など関係省庁、地方自治体、関係団体による啓発活動が広く実施されています。

本市もこれに併せ、賴重市長が各家庭から排出されるプラスチック製容器包装を分別処理する施設「中継・中間処理施設」を視察し、実際に異物を除去する手選別作業の体験を通して3R推進のPRを行います。

◆3R【Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)】

■ 概要

実施日: 10月14日(金)

視察・体験場所: 中継・中間処理施設

(山ヶ下町 2410-1 ※温水プール跡地隣)



タイムスケジュール(全1時間程度):

10時～ 施設視察

10時15分 プラスチック製容器包装の手選別異物除去作業体験

10時35分 市長3R推進のPR

PR内容: ・より一層のプラスチック製容器包装の分別推進

・電子たばこ等電子機器混入による発火事故防止の注意喚起

・令和4年4月1日施行「プラスチック資源循環法」の周知

・令和11年度に稼働予定の新中間処理施設整備について

■ 参考

プラスチック製容器包装が収集された後の流れ

- ・プラスチック製容器包装は、中継・中間処理施設で機械や職員の手作業により異物等が除去されます。手選別作業を行う職員は6名で、年間2,391トン(令和3年度排出量)、1日あたり約7.7トンのプラスチック製容器包装をすべてチェックします。

- ・本市では、プラスチック製容器包装を(公)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、リサイクル施設にて工業原料(コークス炉の燃料)等にリサイクルされます。

- ・(公)日本容器包装リサイクル協会に引き取ってもらうためには以下の基準が定められており、本市は例年クリアしています。

〈基準〉・プラスチック製容器包装以外のものや汚れが付着したもの等を異物とし、異物混入10%未満であること。

・発火性の危険があるライターや乾電池、けがをする危険のある刃物やカミソリ、注射器や注射針などの医療系廃棄物が混入していないこと。